

(令和8年2月17日提出)

令和8年2月議会定例会議案
(令和8年度分)

新 潟 市

令和 8 年 2 月議会定例会議案（令和 8 年度分）

目 次

議案第 1 号	令和 8 年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 8 年度新潟市国民健康保険事業会計予算	12
議案第 3 号	令和 8 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	15
議案第 4 号	令和 8 年度新潟市と畜場事業会計予算	19
議案第 5 号	令和 8 年度新潟市土地取得事業会計予算	23
議案第 6 号	令和 8 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	27
議案第 7 号	令和 8 年度新潟市介護保険事業会計予算	30
議案第 8 号	令和 8 年度新潟市公債管理事業会計予算	33
議案第 9 号	令和 8 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	36
議案第 10 号	令和 8 年度新潟市下水道事業会計予算	40
議案第 11 号	令和 8 年度新潟市水道事業会計予算	49
議案第 12 号	令和 8 年度新潟市病院事業会計予算	55
議案第 13 号	新潟市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について	60
議案第 14 号	新潟市乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定について	75
議案第 15 号	新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	77
議案第 16 号	新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について	78
議案第 17 号	新潟市旅費条例の全部改正について	79
議案第 18 号	新潟市附属機関設置条例の一部改正について	88
議案第 19 号	新潟市行政手続条例の一部改正について	90
議案第 20 号	新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	93

議案第 2 1 号	新潟市公告式条例の一部改正について	1 0 0
議案第 2 2 号	新潟市職員定数条例の一部改正について	1 0 1
議案第 2 3 号	新潟市自転車等駐車場条例の一部改正について	1 0 2
議案第 2 4 号	新潟市体育施設条例の一部改正について	1 0 3
議案第 2 5 号	新潟市保育所条例の一部改正について	1 0 5
議案第 2 6 号	新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	1 0 6
議案第 2 7 号	新潟市理容師法施行条例等の一部改正について	1 0 7
議案第 2 8 号	新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正について	1 0 8
議案第 2 9 号	新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正について	1 0 9
議案第 3 0 号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	1 1 0
議案第 3 1 号	新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について	1 1 3
議案第 3 2 号	新潟市急患診療センター条例の一部改正について	1 1 4
議案第 3 3 号	新潟市口腔保健福祉センター条例の一部改正について	1 1 5
議案第 3 4 号	新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	1 1 6
議案第 3 5 号	市道路線の認定及び廃止について	1 1 7
議案第 3 6 号	教育委員会委員の選任について	1 3 3
議案第 3 7 号	財産の処分について	1 3 4
議案第 3 8 号	包括外部監査契約の締結について	1 3 5

議案第 1 号

令和 8 年度新潟市一般会計予算

令和 8 年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 2, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		144,920,480
	1 市民税	72,341,661
	2 固定資産税	51,548,753
	3 軽自動車税	2,597,054
	4 市たばこ税	5,147,407
	5 鉱産税	86,229
	6 入湯税	27,389
	7 事業所税	4,748,750
	8 都市計画税	8,423,237
2 地方譲与税		3,155,112
	1 地方揮発油譲与税	987,962
	2 自動車重量譲与税	1,955,443
	3 特別とん譲与税	32,793
	4 航空機燃料譲与税	25,235
	5 石油ガス譲与税	44,679
	6 森林環境譲与税	109,000
3 利子割交付金		300,059
	1 利子割交付金	300,059
4 配当割交付金		824,863
	1 配当割交付金	824,863
5 株式等譲渡所得割交付金		612,293
	1 株式等譲渡所得割交付金	612,293
6 分離課税所得割交付金		134,892

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	134,892
7 法人事業税交付金		1,992,637
	1 法人事業税交付金	1,992,637
8 地方消費税交付金		24,862,438
	1 地方消費税交付金	24,862,438
9 ゴルフ場利用税交付金		16,140
	1 ゴルフ場利用税交付金	16,140
10 環境性能割交付金		36,157
	1 環境性能割交付金	36,157
11 軽油引取税交付金		2,885,491
	1 軽油引取税交付金	2,885,491
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		7,787
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	7,787
13 地方特例交付金		4,029,034
	1 地方特例交付金	4,023,234
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	5,800
14 地方交付税		87,048,000
	1 地方交付税	87,048,000
15 交通安全対策特別交付金		189,883
	1 交通安全対策特別交付金	189,883
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		59,997
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	59,997
17 分担金及び負担金		578,306
	1 分担金	155,471
	2 負担金	422,835
18 使用料及び手数料		7,508,500

款	項	金額
	1 使用料	4,965,314
	2 手数料	2,543,186
19 国庫支出金		83,948,118
	1 国庫負担金	64,280,473
	2 国庫補助金	19,263,983
	3 委託金	403,662
20 県支出金		26,546,901
	1 県負担金	16,615,820
	2 県補助金	8,156,094
	3 委託金	1,751,987
	4 県貸付金	23,000
21 財産収入		2,919,102
	1 財産運用収入	232,494
	2 財産売払収入	2,686,608
22 寄附金		1,516,250
	1 寄附金	1,516,250
23 繰入金		1,900,827
	1 他会計繰入金	272,915
	2 基金繰入金	1,627,912
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		15,015,732
	1 延滞金・加算金及び過料	187,956
	2 貸付金元利収入	12,074,204
	3 受託事業収入	73,321
	4 収益事業収入	1,177,847

款	項	金 額
	5 雜入	1, 502, 404
26 市債		31, 491, 000
	1 市債	31, 491, 000
歲	入 合 計	442, 500, 000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,006,498
	1 議会費	1,006,498
2 総務費		47,539,669
	1 総務管理費	41,372,615
	2 徴税費	3,942,027
	3 戸籍住民基本台帳費	1,041,167
	4 選挙費	756,490
	5 統計調査費	123,794
	6 人事委員会費	115,326
	7 監査委員費	188,250
3 民生費		146,254,162
	1 社会福祉費	9,766,192
	2 児童福祉費	57,500,777
	3 障がい福祉費	30,034,410
	4 生活保護費	18,177,352
	5 老人福祉費	29,503,796
	6 国民年金費	310,992
	7 災害救助費	960,643
4 衛生費		30,942,054
	1 保健衛生費	18,881,611
	2 清掃費	12,060,443
5 労働費		643,620
	1 労働諸費	643,620

款	項	金額
6 農林水産業費		6,018,678
	1 農業費	2,950,316
	2 農地費	2,804,819
	3 水産業費	263,543
7 商工費		10,238,952
	1 商業費	8,679,112
	2 工業費	1,559,840
8 土木費		60,647,191
	1 土木管理費	1,020
	2 道路橋りょう費	28,817,615
	3 港湾空港費	655,484
	4 都市計画費	22,333,294
	5 公園緑地費	2,763,668
	6 都市排水応急対策費	733,609
	7 建築費	3,746,014
	8 住宅費	1,596,487
9 消防費		11,773,390
	1 消防費	11,773,390
10 教育費		65,977,260
	1 教育総務費	9,944,641
	2 小学校費	25,932,231
	3 中学校費	15,465,297
	4 高等学校費	1,509,636
	5 幼稚園費	397,366
	6 特別支援学校費	1,702,662
	7 生涯学習費	3,165,536

款	項	金額		
	8 保健給食費	7,859,891		
11 災害復旧費		3,559,170		
	1 公共土木施設災害復旧費	3,262,000		
	2 その他施設災害復旧費	297,170		
12 公債費		53,044,488		
	1 公債費	53,044,488		
13 諸支出金		4,754,868		
	1 普通財産取得費	100,000		
	2 開発公社費	4,654,868		
14 予備費		100,000		
	1 予備費	100,000		
歳	出	合	計	442,500,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市役所旧分館解体事業	令和 9年度	25,200
総務事務システム更新事業	令和 9年度	103,000
ふるさと新潟市応援寄附金事業	令和 9年度	600,000
西蒲区役所新庁舎整備事業（現庁舎解体工事）	令和 9年度	394,000
防災行政無線更新整備事業	令和 9年度から 令和10年度まで	445,000
戸籍システム標準化対応事業	令和 9年度	16,600
循環器救急医療体制強化事業（新潟大学寄附講座設置負担金）	令和 9年度から 令和10年度まで	40,000
清掃事務所車両購入費	令和 9年度	14,800
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償（令和 8年度）	令和 8年度から 令和25年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
松くい虫被害木調査事業	令和 9年度	7,000
国営かんがい排水事業資金償還金（加治川用水地区）	令和 9年度から 令和24年度まで	10,054
一般国道402号獅子ヶ鼻大橋橋りょう架替事業	令和 9年度	387,000
主要地方道新潟中央環状線（嘉瀬・割野工区）道路整備事業	令和 9年度から 令和11年度まで	1,100,000
越後石山駅周辺整備事業	令和 9年度から 令和10年度まで	2,244,000
道路橋りょう維持補修事業	令和 9年度	200,000
立地適正化計画改定事業	令和 9年度	11,000
国際園芸博覧会出展事業	令和 9年度	5,000
消防車両整備事業	令和 9年度	226,700
画像伝送システム部分更新事業	令和 9年度	310,000
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（令和 8年度）	令和 8年度から 令和18年度まで	元金1,075,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）（令和 8年度）	令和 8年度から 令和18年度まで	元金123,300,000千円及び当該額に対する利子相当額

事 項	期 間	限 度 額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 8年度から 令和 9年度まで	新潟市土地開発公社が令和8年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額4,700,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	407,000	普通	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であつて も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
コミュニティ施設整備事業費	384,400	貸借		
文化施設整備事業費	46,000	又は		
体育施設整備事業費	31,500	債券		
防災設備整備事業費	745,000	発行		
賦課徴収関係システム整備事業費	24,000	(他		
保育所整備事業費	175,500	の地		
ひまわりクラブ整備事業費	50,200	方公		
障がい福祉施設整備事業費	2,200	共団		
保健医療センター整備事業費	115,500	体と		
水道事業出資金	6,500	の共		
畜場整備事業費	1,009,300	同発		
ごみ処理施設整備事業費	1,386,100	行を		
農業施設整備事業費	13,300	含む		
農地施設整備事業費	18,000	。)		
農道整備事業費	21,100			
県営土地改良事業費負担金	140,300			
団体営土地改良事業費	120,100			
漁港整備事業費	48,100			
観光施設整備事業費	8,900			
道路橋りょう整備事業費	16,486,100			
急傾斜地整備事業費	13,000			
新潟空港整備事業費負担金	222,800			
都市計画施設整備事業費	983,300			
街路事業費	1,511,600			
公園緑地整備事業費	530,300			
都市排水応急対策事業費	83,800			
公共建築物保全適正化推進事業費	3,063,200			
公営住宅整備事業費	349,200			
消防施設整備事業費	903,800			
小学校整備事業費	210,600			
中学校整備事業費	83,400			
特別支援学校整備事業費	1,000			
図書館整備事業費	175,600			
給食施設整備事業費	59,000			
公共土木施設災害復旧事業費	1,878,000			
その他施設災害復旧事業費	183,300			

議案第 2 号

令和 8 年度新潟市国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 8, 7 9 3, 0 8 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		12,776,761
	1 国民健康保険料	12,776,761
2 国民健康保険税		1,641
	1 国民健康保険税	1,641
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		742,351
	1 国庫補助金	742,351
5 県支出金		49,580,381
	1 県補助金	49,580,381
6 財産収入		18,734
	1 財産運用収入	18,734
7 繰入金		5,540,705
	1 他会計繰入金	5,540,705
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		132,512
	1 延滞金・加算金及び過料	49,000
	2 雑入	83,512
歳 入	合 計	68,793,087

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 総務費		2,360,237
	1 総務管理費	2,357,004
	2 徴収費	1,737
	3 運営協議会費	1,496
2 保険給付費		49,136,814
	1 療養諸費	42,297,335
	2 高額療養費	6,697,436
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	90,042
	5 葬祭諸費	52,000
3 国民健康保険事業費納付金		16,586,986
	1 医療給付費分	10,652,650
	2 後期高齢者支援金等分	4,229,027
	3 介護納付金分	1,296,918
	4 子ども・子育て支援納付金分	408,391
4 保健事業費		610,316
	1 保健事業費	64,951
	2 特定健康診査等事業費	545,365
5 基金積立金		18,734
	1 基金積立金	18,734
6 諸支出金		80,000
	1 償還金及び還付加算金	80,000
歳 出	合 計	68,793,087

議案第 3 号

令和 8 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

令和 8 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 2 0, 2 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		430,985
	1 使用料	430,984
	2 手数料	1
2 財産収入		123,166
	1 財産運用収入	123,166
3 繰入金		195,423
	1 他会計繰入金	195,423
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		151,239
	1 雑入	151,239
6 市債		119,400
	1 市債	119,400
歳 入	合 計	1,020,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		532,964
	1 市場費	532,964
2 公債費		233,246
	1 公債費	233,246
3 基金積立金		253,704
	1 基金積立金	253,704
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		1,020,214

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	119,400	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 号

令和 8 年度新潟市と畜場事業会計予算

令和 8 年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3 2, 9 8 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		127,810
	1 使用料	127,810
2 財産収入		547
	1 財産運用収入	547
3 繰入金		136,331
	1 他会計繰入金	136,331
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		15,000
	1 雑入	15,000
6 市債		53,300
	1 市債	53,300
歳 入	合 計	332,989

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		260,235
	1 と畜場費	260,235
2 公債費		72,654
	1 公債費	72,654
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	332,989

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業費	53,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

令和 8 年度新潟市土地取得事業会計予算

令和 8 年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 4 1, 5 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		462,262
	1 財産売払収入	462,262
2 市債		479,300
	1 市債	479,300
歳 入	合 計	941,562

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地取得事業費		479,300
	1 事業費	479,300
2 公債費		462,262
	1 公債費	462,262
歳 出	合 計	941,562

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	479,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 6 号

令和 8 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 8 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 8 7, 6 9 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		24
	1 国庫補助金	24
2 繰入金		12,361
	1 他会計繰入金	12,361
3 繰越金		44,188
	1 繰越金	44,188
4 諸収入		331,125
	1 貸付金元利収入	326,509
	2 雑入	4,616
歳 入	合 計	387,698

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		387,698
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	387,698
歳 出	合 計	387,698

議案第 7 号

令和 8 年度新潟市介護保険事業会計予算

令和 8 年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 8, 9 2 1, 5 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		18,115,194
	1 介護保険料	18,115,194
2 使用料及び手数料		8,693
	1 手数料	8,693
3 国庫支出金		20,183,305
	1 国庫負担金	15,045,072
	2 国庫補助金	5,138,233
4 県支出金		12,566,439
	1 県負担金	12,135,486
	2 県補助金	430,953
5 支払基金交付金		23,321,543
	1 支払基金交付金	23,321,543
6 財産収入		7,738
	1 財産運用収入	7,738
7 繰入金		14,718,097
	1 一般会計繰入金	13,275,878
	2 基金繰入金	1,442,219
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		544
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	543
歳 入	合 計	88,921,554

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 総務費		1,815,542
	1 総務管理費	1,016,685
	2 徴収費	182,213
	3 介護認定調査・審査会費	616,644
2 保険給付費		83,632,490
	1 介護サービス等諸費	76,212,051
	2 介護予防サービス等諸費	2,356,506
	3 その他諸費	58,077
	4 高額介護サービス等費	2,018,213
	5 高額医療合算介護サービス等費	236,763
	6 特定入所者介護サービス等費	2,750,880
3 地域支援事業費		3,192,869
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,660,188
	2 一般介護予防事業費	26,959
	3 包括的支援事業・任意事業費	496,907
	4 その他諸費	8,815
4 基金積立金		7,738
	1 基金積立金	7,738
5 諸支出金		272,915
	1 繰出金	272,915
歳 出	合 計	88,921,554

議案第 8 号

令和 8 年度新潟市公債管理事業会計予算

令和 8 年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 81,079,878 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		103,546
	1 財産運用収入	103,546
2 繰入金		60,894,332
	1 他会計繰入金	53,042,488
	2 基金繰入金	7,851,844
3 市債		20,082,000
	1 市債	20,082,000
歳 入	合 計	81,079,878

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		81,079,878
	1 公債費	81,079,878
歳 出 合 計		81,079,878

議案第 9 号

令和 8 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算

令和 8 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 4 5 5, 0 5 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		10,735,508
	1 後期高齢者医療保険料	10,735,508
2 国庫支出金		471,793
	1 国庫補助金	471,793
3 繰入金		2,929,400
	1 他会計繰入金	2,929,400
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		318,356
	1 延滞金・加算金及び過料	833
	2 償還金及び還付加算金	31,703
	3 受託事業収入	269,637
	4 雑入	16,183
歳 入	合 計	14,455,058

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		654,235
	1 総務管理費	654,235
2 後期高齢者医療広域連合納付金		13,326,132
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	13,326,132
3 保健事業費		442,987
	1 健康保持増進事業費	442,987
4 諸支出金		31,704
	1 償還金及び還付加算金	31,704
歳 出	合 計	14,455,058

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料徴収システム標準化対応業務	令和 9年度	182,000

議案第10号

令和8年度新潟市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 315,000世帯

(2) 年間有収水量 68,280,000^m³

1日平均有収水量 187,000^m³

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 24,074,647千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息3,777,667千円の財源に充てるため、企業債43,700千円を、特別損失中災害復旧費123,000千円の財源に充てるため、企業債123,000千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,945,526
第1項 営業収益	22,502,206
第2項 営業外収益	10,443,319
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	31,802,797
第1項 営業費用	27,899,777
第2項 営業外費用	3,777,667
第3項 特別損失	124,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,030,720千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額645,295千円、当年度損益勘定留保資金等12,840,522千円及び当年度利益剰余金処分量544,903千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	33,927,759
第1項 企業債	22,421,500
第2項 国県補助金	8,728,644
第3項 他会計補助金	2,723,118
第4項 負担金	54,497

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	47,958,479
第1項 建設改良費	25,547,153
第2項 企業債償還金	22,411,326

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野排水区 雨水バイパス管3～5下水道工事	令和9年度	600,000
鳥屋野排水区 雨水バイパス管1-1下水道工事	令和9年度	600,000
鳥屋野排水区 雨水バイパス管8下水道工事	令和9年度から 令和10年度まで	1,100,000
鳥屋野排水区 雨水バイパス管10-1下水道工事	令和9年度から 令和10年度まで	250,000
鳥屋野排水区 雨水バイパス管10他下水道工事	令和9年度から 令和10年度まで	250,000
万代・下所島排水区 雨水バイパス管1009他下水道工事	令和9年度から 令和11年度まで	3,500,000
下所島排水区雨水枝線 1013～1013-1下水道工事	令和9年度から 令和10年度まで	400,000
新潟市下水道管路施設への ウォーターPPP導入支援業務委託	令和9年度	30,000
松浜雨水ポンプ場放流渠下水道工事	令和9年度から 令和10年度まで	1,400,000
下所島ポンプ場 No. 3汚水ポンプ電気設備工事	令和9年度	156,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道管理センターポンプ場 監視制御設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	2,990,000
下山ポンプ場監視制御設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	910,000
大曲ポンプ場受変電設備工事	令和9年度	234,000
川端ポンプ場 No. 1、2汚水ポンプ電気設備工事	令和9年度	66,000
坂井輪ポンプ場 雨水ポンプ電気設備工事	令和9年度	312,000
万代ポンプ場 汚水ポンプ電気設備工事	令和9年度	78,000
古信濃川ポンプ場 雨水ポンプ機械設備工事	令和9年度	780,000
古信濃川ポンプ場 雨水ポンプ電気設備工事	令和9年度	195,000
前川原ポンプ場 雨水ポンプ電気設備工事	令和9年度から 令和10年度まで	130,000
坂井輪ポンプ場 雨水ポンプ機械設備工事	令和9年度	312,000
上新栄町汚水中継ポンプ場 監視制御設備他工事	令和9年度	299,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
川端ポンプ場 No. 1、2 汚水ポンプ設備工事	令和9年度	780,000
前川原ポンプ場 雨水ポンプ機械設備工事	令和9年度から 令和10年度まで	260,000
前川原ポンプ場 自家発電設備工事	令和9年度	260,000
早川堀ポンプ場 雨水ポンプ機械設備工事	令和9年度	910,000
早川堀ポンプ場 雨水ポンプ電気設備工事	令和9年度	195,000
万代ポンプ場 汚水ポンプ機械設備工事	令和9年度	156,000
木戸ポンプ場 汚水ポンプ機械設備工事	令和9年度	117,000
木戸ポンプ場 汚水ポンプ電気設備工事	令和9年度	78,000
葛塚ポンプ場機械設備工事	令和9年度から 令和10年度まで	520,000
葛塚ポンプ場電気設備工事	令和9年度から 令和10年度まで	260,000
下山ポンプ場 無効電力補償装置他工事	令和9年度から 令和10年度まで	520,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中部下水処理場 3系水処理機械設備工事	令和9年度から 令和10年度まで	2,925,000
中部下水処理場 3系水処理電気設備工事	令和9年度から 令和10年度まで	910,000
中部下水処理場 No.3脱水機電気設備工事	令和9年度	156,000
中部下水処理場 機械濃縮電気設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	473,000
中部下水処理場 機械濃縮設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	1,144,000
船見下水処理場 1系最初沈殿池設備工事	令和9年度	344,000
公共下水道建設改良事業	令和9年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	令和9年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	22,588,200	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,489,340千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,001,621千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち544,903千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 544,903千円

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

令和 8 年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 3 4 3, 0 0 0 戸 |
| (2) | 年間総配水量 | 9 1, 7 7 8, 0 0 0 m ³ |
| | 1 日平均配水量 | 2 5 1, 0 0 0 m ³ |
| (3) | 主要な建設改良事業 | |
| | 基幹管路更新事業 | 1, 9 6 9, 0 0 0 千円 |
| | 基幹管路整備事業 | 7 1, 5 0 0 千円 |
| | 配水支管更新事業 | 1, 1 3 3, 0 0 0 千円 |
| | 巻浄水場施設整備事業 | 1, 4 3 5, 5 0 0 千円 |
| | 竹尾配水場施設整備事業 | 1, 1 1 6, 5 0 0 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	21,035,367
第1項 営業収益	19,357,057
第2項 営業外収益	1,439,942
第3項 特別利益	238,368

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	19,910,442
第1項 営業費用	18,778,870
第2項 営業外費用	778,686
第3項 特別損失	347,886
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,282,604千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額847,242千円、当年度損益勘定留保資金6,066,550千円及び建設改良積立金2,368,812千円で補填するものとする。）。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	6,557,790
第1項 企業債	3,732,000
第2項 国庫補助金	410,926
第3項 固定資産売却代金	1
第4項 消火栓設置負担金	81,263
第5項 補償金	2,333,600

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	15,840,394
第1項 建設改良費	12,309,754
第2項 企業債償還金	3,501,597
第3項 国庫補助金返還金	29,043

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東部エリア水道施設整備基本計画策定業務	令和9年度	81,000
秋葉配水場送水管更新工事基本設計業務	令和9年度	71,000
アセットマネジメント支援システム基本方針策定業務	令和9年度	36,000
水管橋更新実施設計業務	令和9年度	40,000
取水・配水施設修理工事	令和9年度	342,000
浄水・配水施設整備工事	令和9年度	150,000
送水・配水管布設工事	令和9年度	3,177,000
浄水発生汚泥収集運搬・処分業務	令和9年度	225,000
浄水用薬品購入経費	令和9年度	296,000
水道週間行事企画・運営業務	令和9年度	7,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,061,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	815,000			
巻浄水場施設整備事業	1,044,000			
竹尾配水場施設整備事業	812,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,991,013千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、324,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機械及び装置	LCMSMS システム (液体クロマト グラフ質量分析装置)	1 式

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 2 号

令和 8 年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

6 7 6 床 一般病床 6 5 2 床

精神病床 1 6 床

感染症病床 8 床

(2) 年間患者数

入院患者 2 1 6, 0 8 0 人

外来患者 2 3 8, 1 0 8 人

(3) 主要な建設改良事業

コージェネレーション設備更新事業 5 1 3, 0 0 0 千円

手術支援ロボット整備事業 5 5 0, 0 0 0 千円

市民病院器械備品購入 5 0 0, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	31,155,346
第1項 医業収益	27,168,160
第2項 医業外収益	3,987,186

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	32,058,956
第1項 医業費用	31,564,344
第2項 医業外費用	483,612
第3項 特別損失	10,000
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額839,544千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,906千円及び過年度損益勘定留保資金836,638千円で補填するものとする。）。

収入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	2,713,506
第1項 企業債	1,578,400
第2項 負担金交付金	1,135,106

支出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	3,553,050
第1項 建設改良費	1,590,862
第2項 企業債償還金	1,962,188

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
職員健康診断業務	令和9年度	26,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,578,400	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,824,689千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	手術支援ロボット	1 式
器 械 備 品	注射薬払出システム	1 式

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第13号

新潟市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

新潟市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うこと

により、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳

児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第

30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらか

じめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）第48条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当

たつての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、性別、社会的身分、障がいの有無又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場

合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条

の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければな

らない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)に

より行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による

同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

新潟市乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定について

新潟市乳児等通園支援事業の利用料に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市乳児等通園支援事業の利用料に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が設置する保育所（新潟市保育所条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 1 7 号）第 1 条に定める保育所をいう。以下「市立保育所」という。）及び認定こども園（新潟市認定こども園条例（平成 2 9 年新潟市条例第 3 7 号）第 1 条に定める認定こども園をいう。以下「市立認定こども園」という。）において乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 1 項に規定する乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を提供したときの利用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料の徴収)

第 2 条 市長は、乳児等支援給付認定子ども（法第 3 0 条の 1 6 に定める乳児等支援給付認定子どもをいう。）に対して市立保育所及び市立認定こども園において乳児等通園支援を提供したときは、当該児童の保護者から利用料を徴収する。

2 前項の利用料の額は、1 時間当たり 3 0 0 円とする。

(利用料の納付期限)

第 3 条 利用料は、その月の翌月の末日（1 1 月分にあつては 1 2 月 2 8 日）までに納付しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納付期限とする。

(利用料の免除)

第4条 市長は、保護者が特別な理由により利用料を納付することができないと認めるときは、その利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第5条 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その利用料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

（6） 利用定員

第16条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

新潟市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年新潟市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」を「法第10条の5若しくは法第13条」に、「第30条の3」を「法第30条の3及び法第30条の13」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第2号中「第30条の3」を「法第30条の3及び法第30条の13」に、「又は同項の規定」を「又は法第14条第1項の規定」に改め、同条第3号中「又は法第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に、「支給認定証」を「支給認定証又は乳児等支援支給認定証」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

新潟市旅費条例の全部改正について

新潟市旅費条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市旅費条例

新潟市旅費条例（昭和 32 年新潟市条例第 47 号）の全部を改正する。

（目的及び適用範囲）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する本市職員又は職員以外の者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 この条例の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- （1） 水道局企業職員
- （2） 市民病院企業職員
- （3） 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3） 出張 職員が公務のため一時その勤務庁（常時勤務する勤務庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）

を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務庁から新勤務庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定めるものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。この場合において、旅費の全部又は一部の支給は、交通機関の乗車券、宿泊券その他の旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面の交付をもって、これに代えることができる。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該遺族

(4) 職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国に勤務する職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該遺族

3 職員が、前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員以外の者が市の依頼に応じ、公務のため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第2項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定める額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災、交通事故その他その者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、旅行役務提供者又は用務の主催者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支

給に代えて、当該旅行役務提供者又は用務の主催者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下この条及び次条において「出張命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 第2条第3号及び第4号の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 旅行命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合において、自ら又は旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(出張命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等に従って旅行することができない場合には、速やかに旅行命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路

又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(居住地からの旅行)

第7条 本市以外の地に居住する者が、その居住地から直に旅行する場合において、居住地から目的地に至る旅費額が勤務庁から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅費については、勤務庁から目的地に至る旅費を支給する。

(年度の経過等による区分計算)

第8条 旅行中における年度の経過等のため旅費を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者又は用務の主催者は、請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

3 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類は、規則で定める。

(職員以外の者の旅費)

第10条 第3条第4項の規定により支給する旅費については、この条例による職員の旅費との均衡を考慮し規則で定める。

(県内等出張旅費)

第11条 職員が勤務庁の所在する都道府県内に出張した場合の旅費は、規則で定める。

(外国旅行の旅費)

第12条 職員が外国に旅行した場合の旅費は、規則で定める。

(旅費の調整)

第13条 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行をすることが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第14条 職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が出張命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該出張命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の新潟市旅費条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 5 新潟市実費弁償条例（昭和 2 6 年新潟市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「新潟市旅費条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 4 7 号）第 2 7 条」を「新潟市旅費条例（令和 8 年新潟市条例第 号）第 1 0 条」に改める。
- 6 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年新潟市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による費用弁償は、内国旅行の場合は新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第 号。以下「旅費条例」という。）の規定により市長に支給される額に相当する額とし、外国旅行の場合は旅費条例の規定により市の常勤の特別職の職員に支給される額に相当する額とする。ただし、外国旅行において、議長に対して航空賃（航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びそれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。）を利用する移動に要する費用をいう。）を支給する場合には、旅費条例の規定により市長に支給される額に相当する額とする。

7 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号。以下「条例」という。）」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第 号。以下「旅費条例」という。）」に、「条例に」を「旅費条例に」に改める。

8 新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第 号）」に改める。

9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第 号）」に改める。

10 新潟市固定資産評価審査委員会条例（平成9年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第 号）」に改める。

1 1 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第 号）」に改める。

（関係条例の一部改正に伴う適用区分）

1 2 次に掲げる規定は、施行日以後に出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令を発し、かつ、施行日以後に当該出張命令を変更する旅行については、次に掲げる規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（1） 附則第5項の規定による改正後の新潟市実費弁償条例第2条第1号の規定

（2） 附則第6項の規定による改正後の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定

（3） 附則第7項の規定による改正後の新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の規定

（4） 附則第8項の規定による改正後の新潟市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第15条の規定

（5） 附則第9項の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例第7条の規定

（6） 附則第10項の規定による新潟市固定資産評価審査委員会条例第13条の規定

（7） 附則第11項の規定による新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例第26条第2項の規定

議案第 18 号

新潟市附属機関設置条例の一部改正について

新潟市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市附属機関設置条例の一部を改正する条例

新潟市附属機関設置条例（昭和 35 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

「

新潟市いじめ防止対策等専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（第 3 項において「法」という。）第 14 条第 3 項の対策に関して必要な事項を調査審議すること。2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、教育委員会に建議すること。3 教育委員会の諮問に応じ、新潟市立学校における法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事案に関して必要な事項を調査審議すること。
------------------	---

を

「

新潟市いじめ防止対策等専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の対策に関して必要な事項を調査審議すること。2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、教育委員会に建議すること。
------------------	---

に

新潟市重大事態調査第 三者委員会	教育委員会の諮問に応じ、新潟市立学校におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事案に関して必要な事項を調査審議すること。
---------------------	--

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 19 号

新潟市行政手続条例の一部改正について

新潟市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市行政手続条例の一部を改正する条例

新潟市行政手続条例（平成 9 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 13 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 1 号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第 2 項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を新潟市公告式条例（昭和 25 年新潟市条例第 37 号）に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を新潟市公告式条例（昭和 25 年新潟市条例第 37 号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の指定する場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間

を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

- 3 新潟市毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「行政手続条例」を「新潟市行政手続条例」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「掲示」を「公示」に改める。

(新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の新潟市毒物及び劇物取締法施行条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新潟市毒物及び劇物取締法施行条例第4条の登録の取消しに係る新潟市行政手続条例第15条第1項の規定による通知がされた場合に適用し、同日前に当該通知がされた場合については、なお従前の例による。

議案第 20 号

**新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について**

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例**

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の項を次のように改める。

1	削除	
---	----	--

別表第 1 のうち 2 の項中「地方税関係情報」の次に「（地方税法（昭和 25 年法律第 26 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）」を、「住民票関係情報」の次に「（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項をいう。以下同じ。）」を加え、

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
--

に改め、

」

同表のうち3の項中

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報（介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち4の項及び5の項中

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち6の項中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち7の項から10の項までの規定中

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち11の項及び12の項中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 13 の項中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 14 の項から 17 の項までの規定中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 18 の項から 22 の項まで、24 の項、25 の項及び 27 の項の規定中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 28 の項中

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 30 の項から 33 の項までの規定中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 34 の項中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 35 の項中

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表のうち 36 の項中

「

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

医療保険給付関係情報（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの

に改める。

」

別表第2のうち3の項を次のように改める。

3	削除			
---	----	--	--	--

別表第2のうち4の項中「特別児童扶養手当関係情報」の次に「（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）」を加え、

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

」

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

新潟市公告式条例の一部改正について

新潟市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公告式条例の一部を改正する条例

新潟市公告式条例（昭和 25 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市西蒲区役所掲示場の項中「新潟市西蒲区役所所在地」を「新潟市西蒲区役所西川出張所所在地」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

新潟市職員定数条例の一部改正について

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例

新潟市職員定数条例（昭和 25 年新潟市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「1, 200 人」を「1, 250 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

新潟市自転車等駐車場条例の一部改正について

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新潟市自転車等駐車場条例（平成 5 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 2 の表新潟駅南口第 1 自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

新潟駅高架下東側自転車駐車場	新潟市中央区花園 1 丁目 1 番地	自転車
----------------	--------------------	-----

別表第 1 のうち 2 の表内野駅前第 1 自転車等駐車場の項中「新潟市西区内野町 4 4 4 番地 9」を「新潟市西区内野山手 2 丁目 4 0 0 番地 7」に改め、同表越後大野駅前自転車等駐車場の項中「新潟市西区鳥原 6 2 7 番地 2」を「新潟市西区鳥原 6 2 5 番地 3」に改め、同表新大野駅前自転車等駐車場の項中「新潟市西区大野町 2 8 1 4 番地 1」を「新潟市西区大野町 2 8 1 4 番地 7」に改め、同表木場駅前自転車等駐車場の項及び越後曾根駅前第 1 自転車等駐車場の項を削り、同表越後曾根駅前第 2 自転車等駐車場の項中「越後曾根駅前第 2 自転車等駐車場」を「越後曾根駅前自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の表新潟市濁川運動広場の項を次のように改める。

新潟市濁川運動広場	新潟市北区濁川 3947 番地 1
庭球場	

別表第 2 のうち 2（4）の表を次のように改める。

（4） 新潟市濁川運動広場（庭球場）

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有 無	使用料の額（1面1 時間につき）（円）
スポーツ、体育及び レクリエーションの 催物及び練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収しな い場合	730
		入場料を徴収する 場合	1,460
	営利又は営業を 目的とする場合	—	9,490

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	430

附 則

この条例は、令和8年11月16日から施行する。

議案第 25 号

新潟市保育所条例の一部改正について

新潟市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市保育所条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市保育所条例（昭和 39 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立白山保育園の項及び新潟市立三ツ森保育園の項を削る。

第 2 条 新潟市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表新潟市立寺地保育園の項、新潟市立亀田第一保育園の項及び新潟市立亀田第三保育園の項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

議案第 26 号

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正について**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 14 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改める。

第 14 条第 1 項の表第 6 条第 1 項の項及び第 2 項中「第 14 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

新潟市理容師法施行条例等の一部改正について

新潟市理容師法施行条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市理容師法施行条例等の一部を改正する条例

(新潟市理容師法施行条例の一部改正)

第 1 条 新潟市理容師法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

(新潟市美容師法施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟市美容師法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

(新潟市クリーニング業法施行条例の一部改正)

第 3 条 新潟市クリーニング業法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を削る。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) その他の措置 洗濯物の取扱量に応じた適当な広さの受渡台を設けること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正について

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成 12 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正について

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

新潟市中央卸売市場業務条例（令和 2 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 2 条・第 8 3 条」を「第 8 2 条—第 8 3 条の 2」に改める。

第 7 章第 1 節中第 8 3 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 8 3 条の 2 市長は、規則で定めるところにより、法第 4 条第 5 項第 3 号ハに規定する事項を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 15 の項事務の種類欄中「審査」の次に「（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 36 条の 3 第 2 項の規定による認定の申請に対する審査を含む。）」を加え、同表 47 の 2 の項事務の種類欄中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 1 項」に改め、同表 47 の 3 の項事務の種類欄中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 1 項」に改め、同表 52 の項の次に次のように加える。

52 の 2 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 3 第 1 項各号に掲げる書類並びに法第 42 条第 1 項第 4 号、同項第 5 号、同条第 2 項及び第 3 項の指定部分を示す図面（それぞれの図面に記載すべき事項が市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ市長において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってこれらの図面とみ

1 件につき 400 円

なす。)の写しの交付

別表73の2の項の次に次のように加える。

<p>73の3 省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令第1条第1項第2号イただし書に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅で国土交通大臣が定める基準に適合するもの（以下「気候風土適応住宅」という。）に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 一次エネルギー消費量を仕様基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)又は基準省令第10条第2号ロ(2)の基準をいう。以下同じ。）により評価された建築物の部分</p> <p>第73の2項第1号に規定する額</p> <p>(2) 一次エネルギー消費量を標準計算（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)又は基準省令第10条第2号ロ(1)の基準をいう。以下同じ。）により評価された建築物の部分</p> <p>第73の2項第3号に規定する額</p>
--	---

別表76の項の次に次のように加える。

<p>76の2 変更後の省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、気候風土適応住宅に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 一次エネルギー消費量を仕様基準により評価された建築物の部分</p> <p>第76項第1号に規定する額</p> <p>(2) 一次エネルギー消費量を標準計算により評価された建築物の部分</p>
--	--

第76項第3号に規定する額

別表82の2の項の次に次のように加える。

82の3 軽微な変更該当証明書の交付に係る審査（当該建築物のうち、気候風土適応住宅に限る。）	一次エネルギー消費量を標準計算により評価された建築物の部分 第76項第3号に規定する額
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日

（2） 別表52の項の次に次のように加える改正規定 令和8年10月1日

（経過措置）

2 改正後の別表52の2の項の規定は、令和8年10月1日以後に受理した申請に係る手数料について適用し、同日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 31 号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 34 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表入院室料差額の項中「6, 600円」を「7, 700円」に、「16, 500円」を「19, 250円」に、「9, 900円」を「11, 550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

新潟市急患診療センター条例の一部改正について

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例

新潟市急患診療センター条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1, 0 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に、「3, 0 0 0 円」を「4, 4 0 0 円」に、「5, 0 0 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に交付を申請する診断書及び証明書の手数料について適用し、同日前に交付を申請する診断書及び証明書の手数料については、なお従前の例による。

議案第 33 号

新潟市口腔保健福祉センター条例の一部改正について

新潟市口腔保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市口腔保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市口腔保健福祉センター条例（平成 20 年新潟市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「1,000 円」を「2,200 円」に、「3,000 円」を「4,400 円」に、「5,000 円」を「7,700 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に交付を申請する診断書及び証明書の手数料について適用し、同日前に交付を申請する診断書及び証明書の手数料については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 機能別団員 市長が定める特定の消防事務に従事する団員をいう。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 市長が別に定める資格（機能別団員に限る。）

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 団員の定年は、年齢 7 0 歳とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	東 7 -	新潟市東区石山二丁目 1559 番 4 地先	新潟市東区石山二丁目 1576 番 2 地先
	2 9 2 号線	新潟市東区石山五丁目 1598 番 5 地先	
2	南 4 -	新潟市中央区女池三丁目 788 番 25 地先	新潟市中央区女池三丁目 788 番 40 地先
	1 6 3 号線	新潟市中央区女池三丁目 788 番 31 地先	
3	南 6 -	新潟市中央区山二ツ三丁目 1116 番 42 地先	新潟市中央区山二ツ三丁 目 1116 番 35 地先
	2 3 8 号線	新潟市中央区山二ツ三丁目 1116 番 28 地先	
3	南 6 -	新潟市中央区山二ツ三丁目 1116 番 72 地先	新潟市中央区山二ツ三丁 目 1116 番 65 地先
	2 3 9 号線	新潟市中央区山二ツ三丁目 1116 番 58 地先	
3	南 6 -	新潟市中央区山二ツ三丁目 1116 番 102 地先	新潟市中央区山二ツ三丁 目 1116 番 95 地先
	2 4 0 号線	新潟市中央区山二ツ三丁目 1116 番 88 地先	
4	東 9 -	新潟市江南区細山字家浦 87 番 5 地先	新潟市江南区細山字家浦 191 番 5 地先
	1 6 1 号線	新潟市江南区細山字家浦 191 番 9 地先	
5	西 4 -	新潟市西区榎尾字中曾根 41 番 1 地先	新潟市西区内野町 6800 番 1 地先
	2 0 5 号線	新潟市西区榎尾字中曾根 1426 番 12 地先	
6	黒埼 1 -	新潟市西区鳥原字大明 1686 番 7 地先	新潟市西区鳥原字大明 1686 番 9 地先
	4 5 7 号線	新潟市西区鳥原字大明 1687 番 2 地先	
7	巻 1 -	新潟市西蒲区柿島 3503 番地先	新潟市西蒲区山島 6053 番 地先
	1 8 0 号線	新潟市西蒲区山島字苗代 58 番 1 地先	

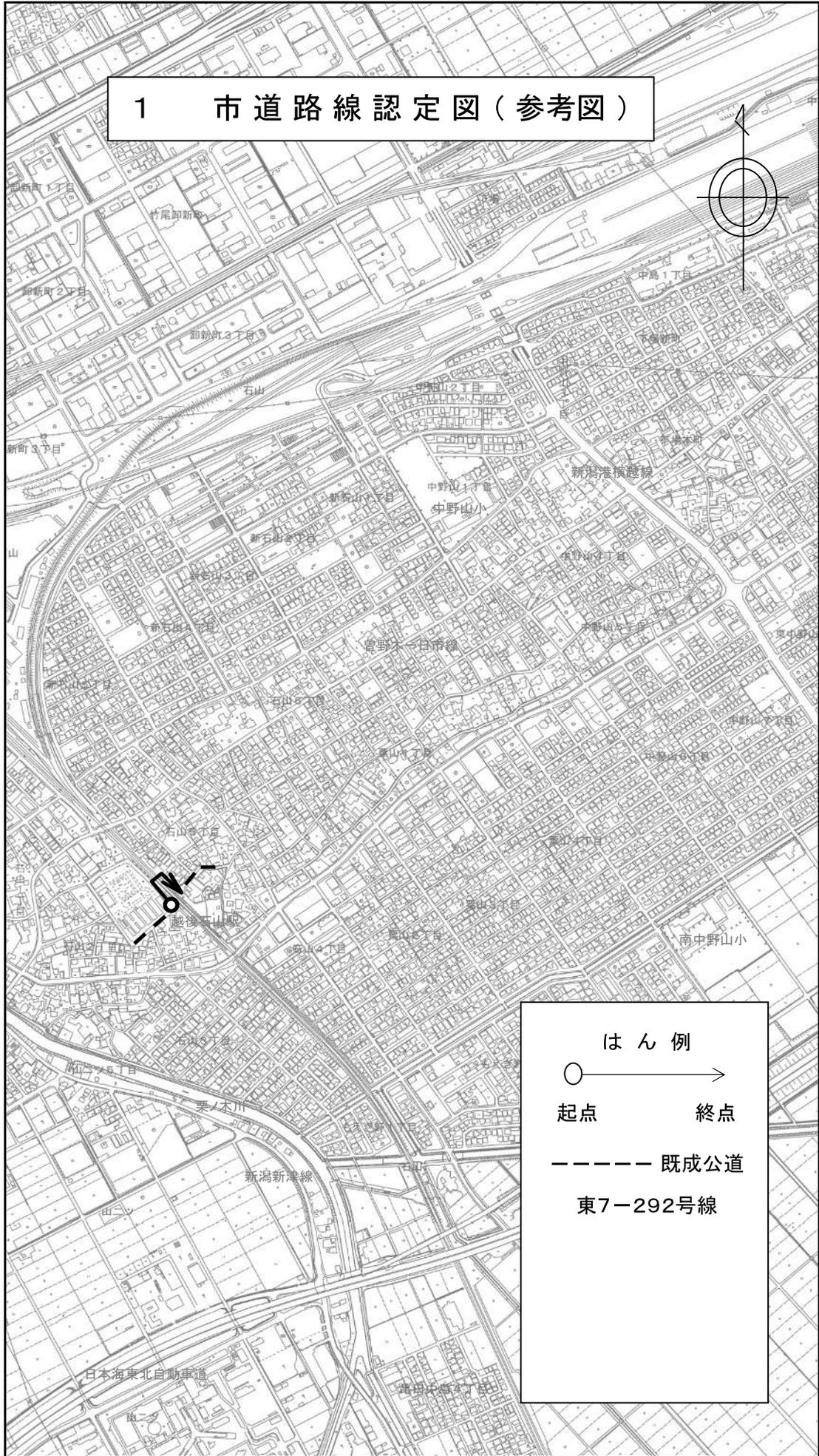
図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
8	西川1－ 723号線	新潟市西蒲区升潟字道上 49 番地先	新潟市西蒲区善光寺字屋 敷浦 65 番地先
		新潟市西蒲区善光寺字屋敷 72 番地先	
8	西川1－ 727号線	新潟市西蒲区善光寺字前田 369 番 1 地先	新潟市西蒲区善光寺字前 田 369 番 1 地先
		新潟市西蒲区善光寺字北畑 526 番 2 地先	
8	西川1－ 729号線	新潟市西蒲区升潟字道上 117 番 1 地先	新潟市西蒲区升潟字道上 75 番地先
		新潟市西蒲区升潟字道上 48 番地先	
8	西川1－ 734号線	新潟市西蒲区桑山字筒上 356 番 1 地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 356 番 1 地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上 355 番 1 地先	
8	西川1－ 735号線	新潟市西蒲区桑山字筒上 380 番 1 地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 378 番地先
		新潟市西蒲区桑山 9846 番地先	
8	西川1－ 742号線	新潟市西蒲区桑山字筒割 278 番地先	新潟市西蒲区桑山字筒割 275 番 1 地先
		新潟市西蒲区桑山字筒割 274 番 1 地先	
8	西川1－ 745号線	新潟市西蒲区桑山字筒上 442 番 1 地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 437 番地先
		新潟市西蒲区桑山 9840 番地先	
8	西川1－ 746号線	新潟市西蒲区桑山 9826 番地先	新潟市西蒲区桑山 9826 番 地先
		新潟市西蒲区桑山 9826 番地先	
9	西川2－ 361号線	新潟市西蒲区升潟字與兵衛野 6382 番地先	新潟市西蒲区升潟字與兵 衛野 6382 番地先
		新潟市西蒲区貝柄字貝柄 834 番 1 地先	
9	西川2－ 385号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 769 番 1 地先	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 768 番 1 地先
		新潟市西蒲区貝柄字貝柄 785 番 1 地先	
9	西川2－ 386号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 750 番 1 地先	新潟市西蒲区大潟村古新 田受字堀下 17 番地先
		新潟市西蒲区大潟村古新田受字堀下 17 番地先	

2 廃止する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
10	巻1－ 176号線	新潟市西蒲区山島144番地先	新潟市西蒲区山島668番 地先
		新潟市西蒲区山島668番地先	
10	巻1－ 178号線	新潟市西蒲区山島645番地先	新潟市西蒲区山島110番 地先
		新潟市西蒲区山島110番地先	
10	巻1－ 180号線	新潟市西蒲区山島606番地先	新潟市西蒲区山島1番地 先
		新潟市西蒲区山島1番地先	
11	西川1－ 723号線	新潟市西蒲区善光寺字屋敷88番地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 428番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上428番地先	
11	西川1－ 727号線	新潟市西蒲区善光寺字前田455番地先	新潟市西蒲区善光寺字北 畑558番1地先
		新潟市西蒲区善光寺字北畑558番1地先	
11	西川1－ 729号線	新潟市西蒲区升潟字道上118番地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 963番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上963番地先	
11	西川1－ 734号線	新潟市西蒲区桑山字筒上557番2地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 350番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上350番地先	
11	西川1－ 735号線	新潟市西蒲区桑山字筒上369番地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 358番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上358番地先	
11	西川1－ 736号線	新潟市西蒲区桑山字筒上428番地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 387番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上387番地先	
11	西川1－ 742号線	新潟市西蒲区桑山字筒割278番地先	新潟市西蒲区桑山字筒割 268番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒割268番地先	
11	西川1－ 745号線	新潟市西蒲区桑山字前田478番地先	新潟市西蒲区桑山字筒上 416番地先
		新潟市西蒲区桑山字筒上416番地先	
11	西川1－ 746号線	新潟市西蒲区桑山字前田478番地先	新潟市西蒲区桑山字前田 695番地先
		新潟市西蒲区桑山字前田695番地先	

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 2	西川 2 - 3 6 1 号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 488 番地先	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 560 番地先
		新潟市西蒲区貝柄字貝柄 560 番地先	

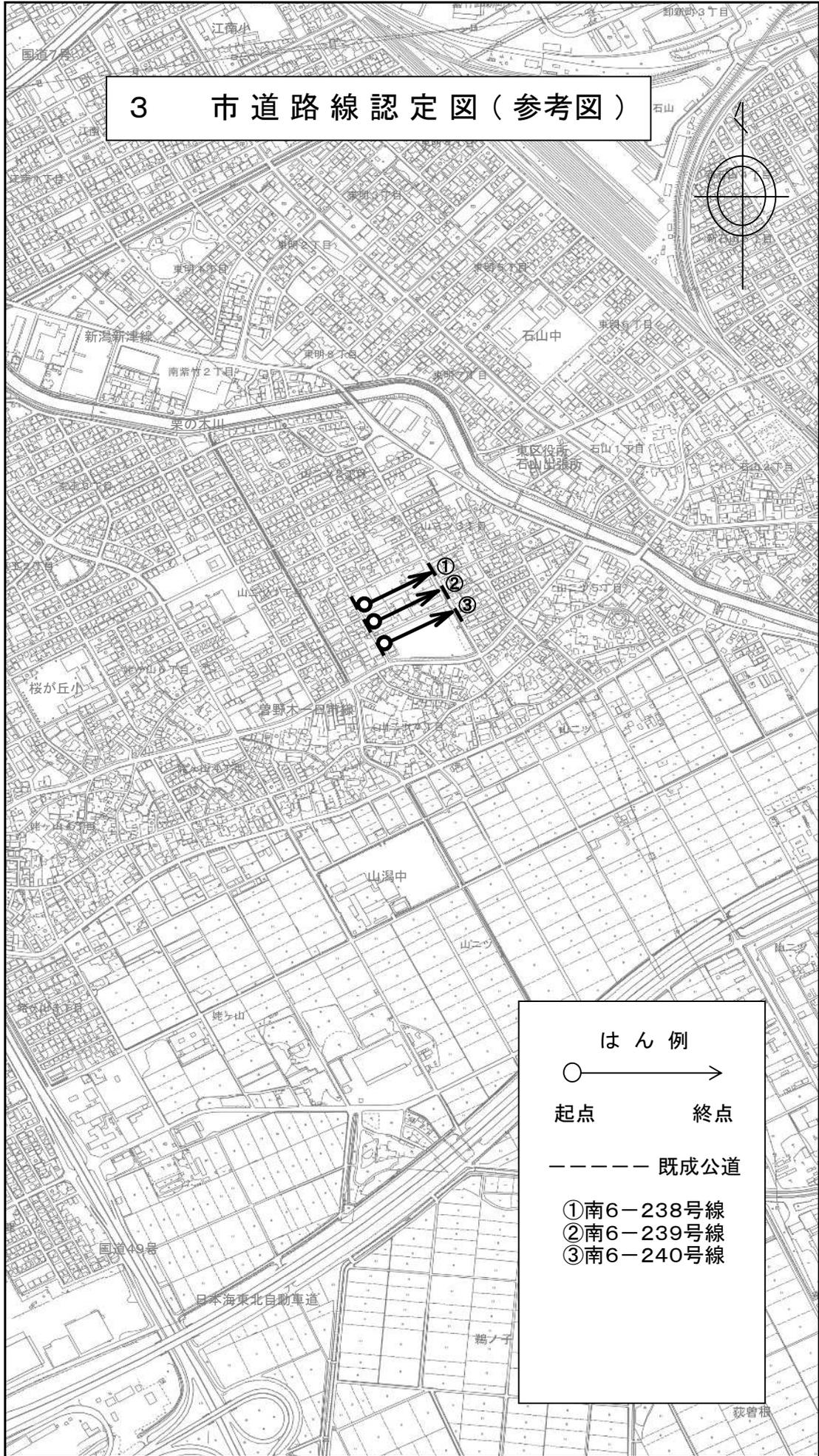
1 市道路線認定図（参考図）



2 市道路線認定図（参考図）



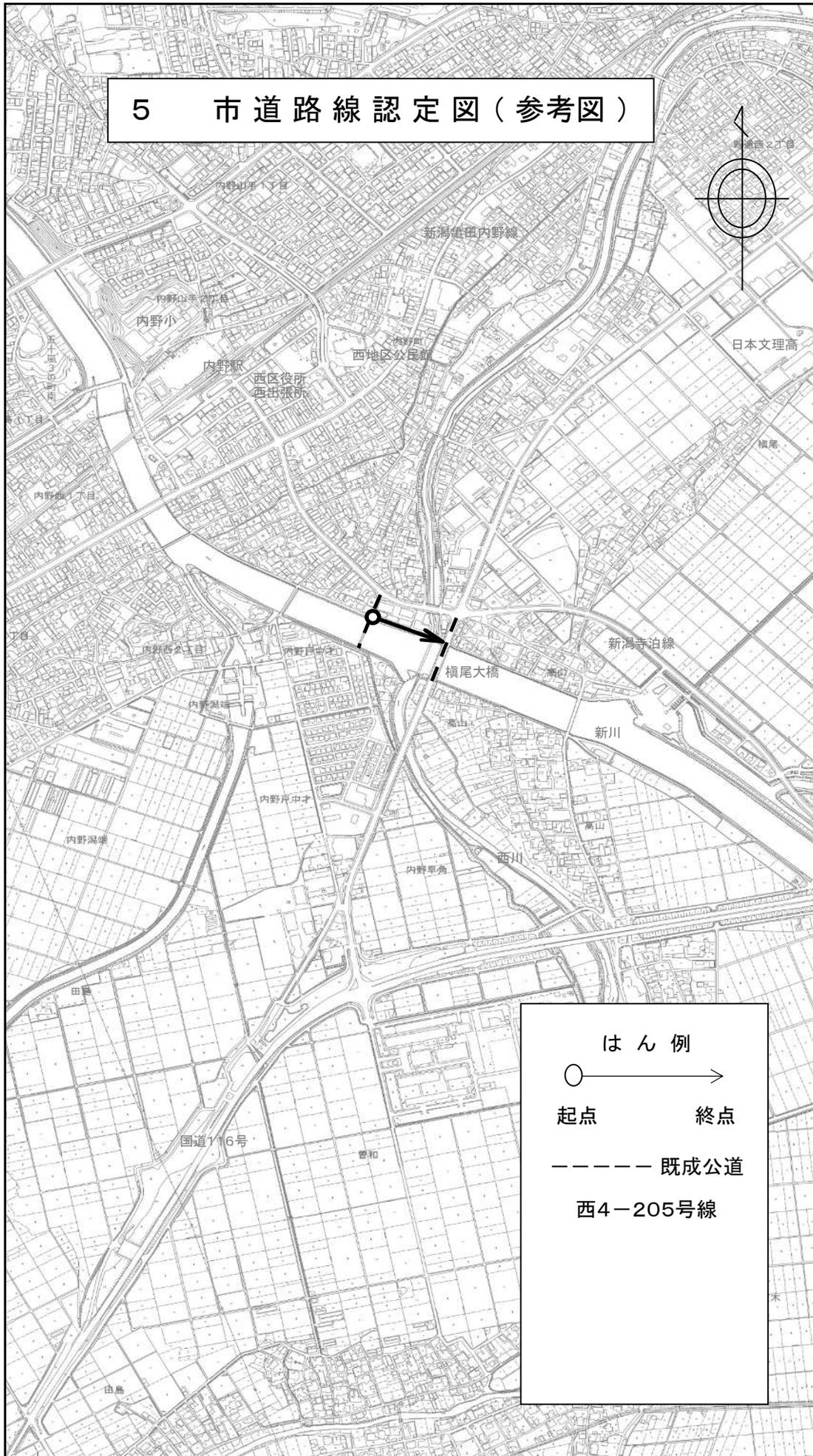
3 市道路線認定図（参考図）



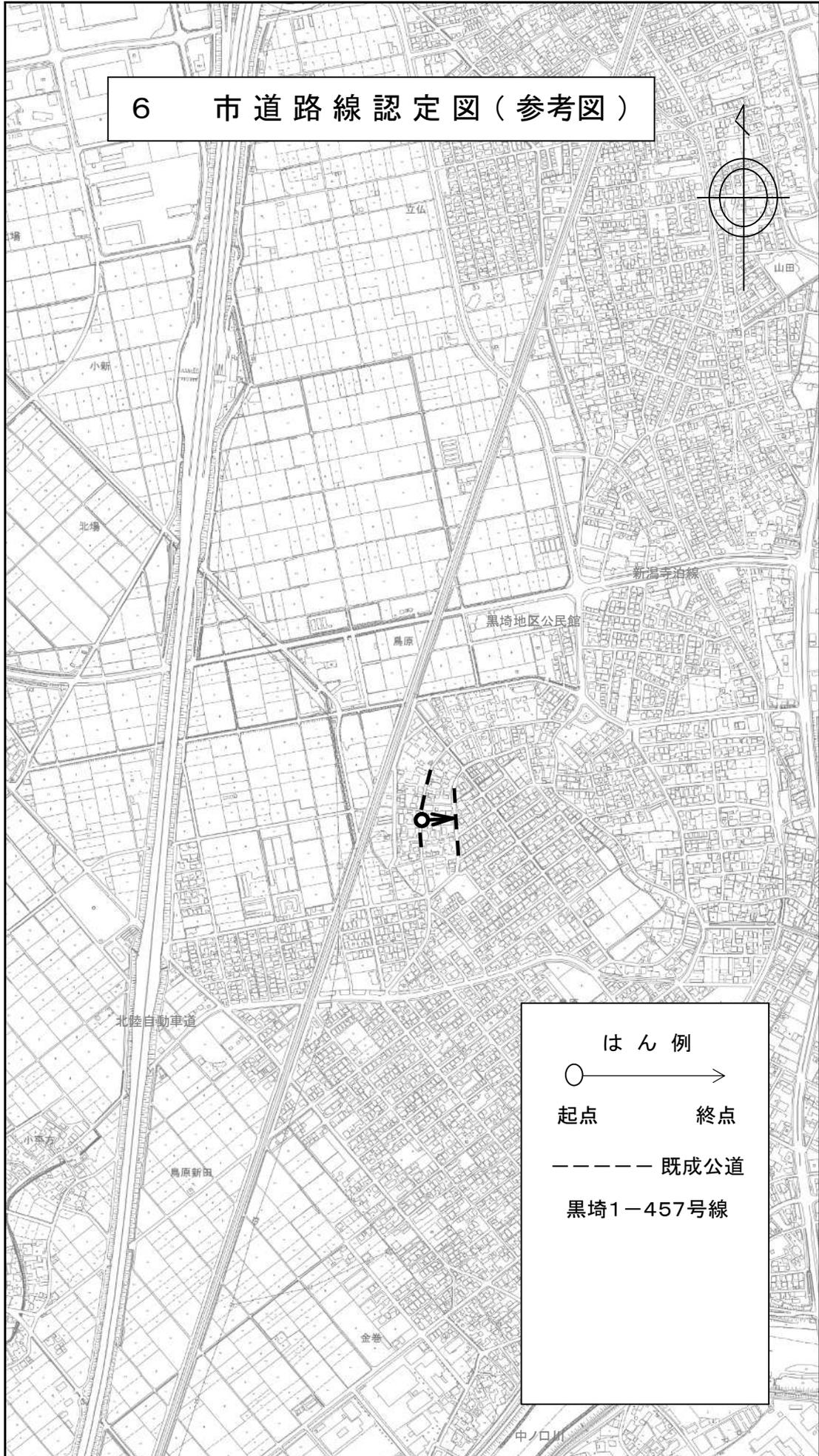
4 市道路線認定図（参考図）



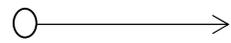
5 市道路線認定図(参考図)



6 市道路線認定図（参考図）



はん例



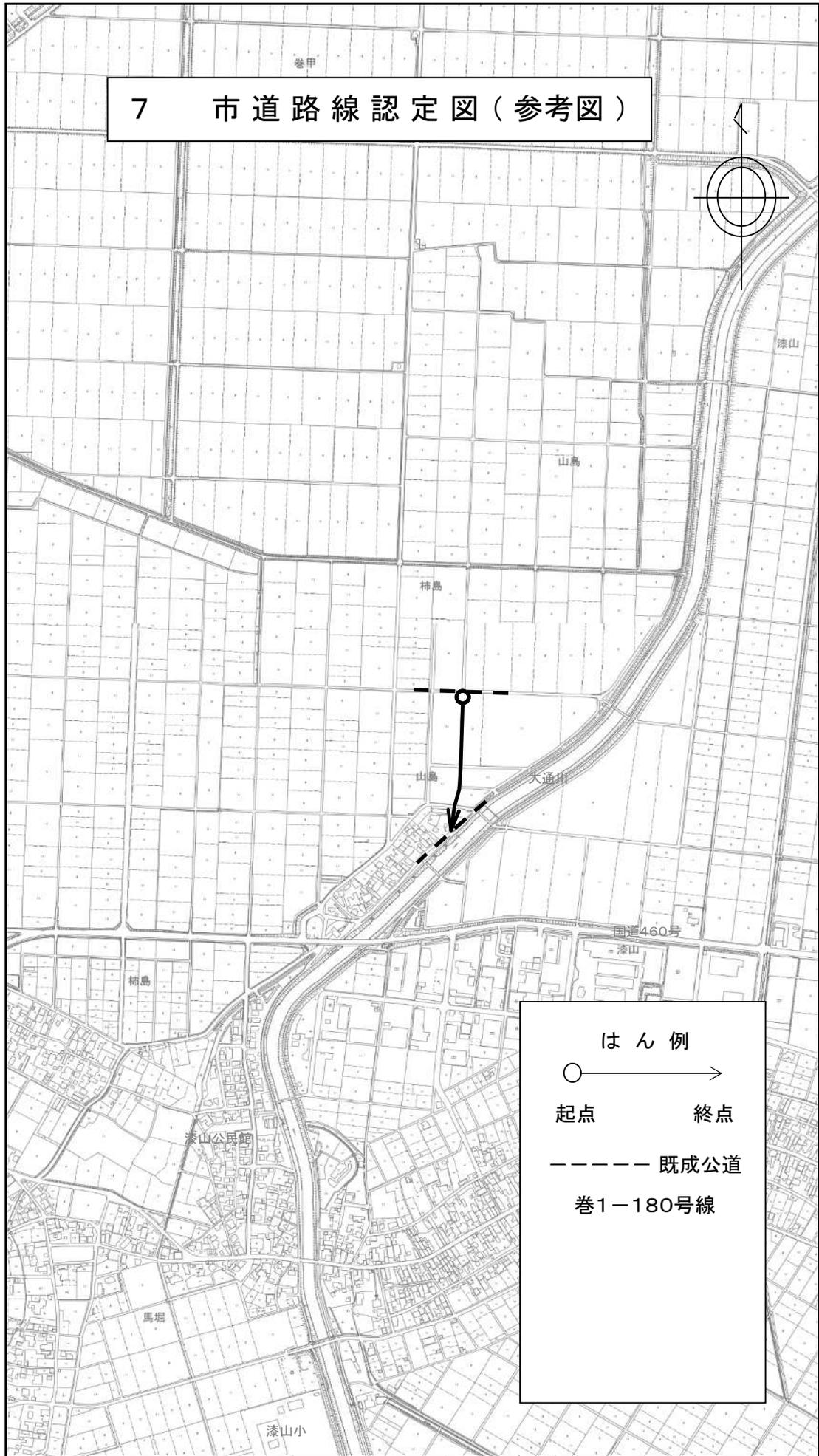
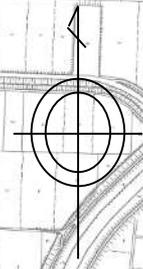
起点

終点

----- 既成公道

——— 黒埼1-457号線

7 市道路線認定図（参考図）



はん例

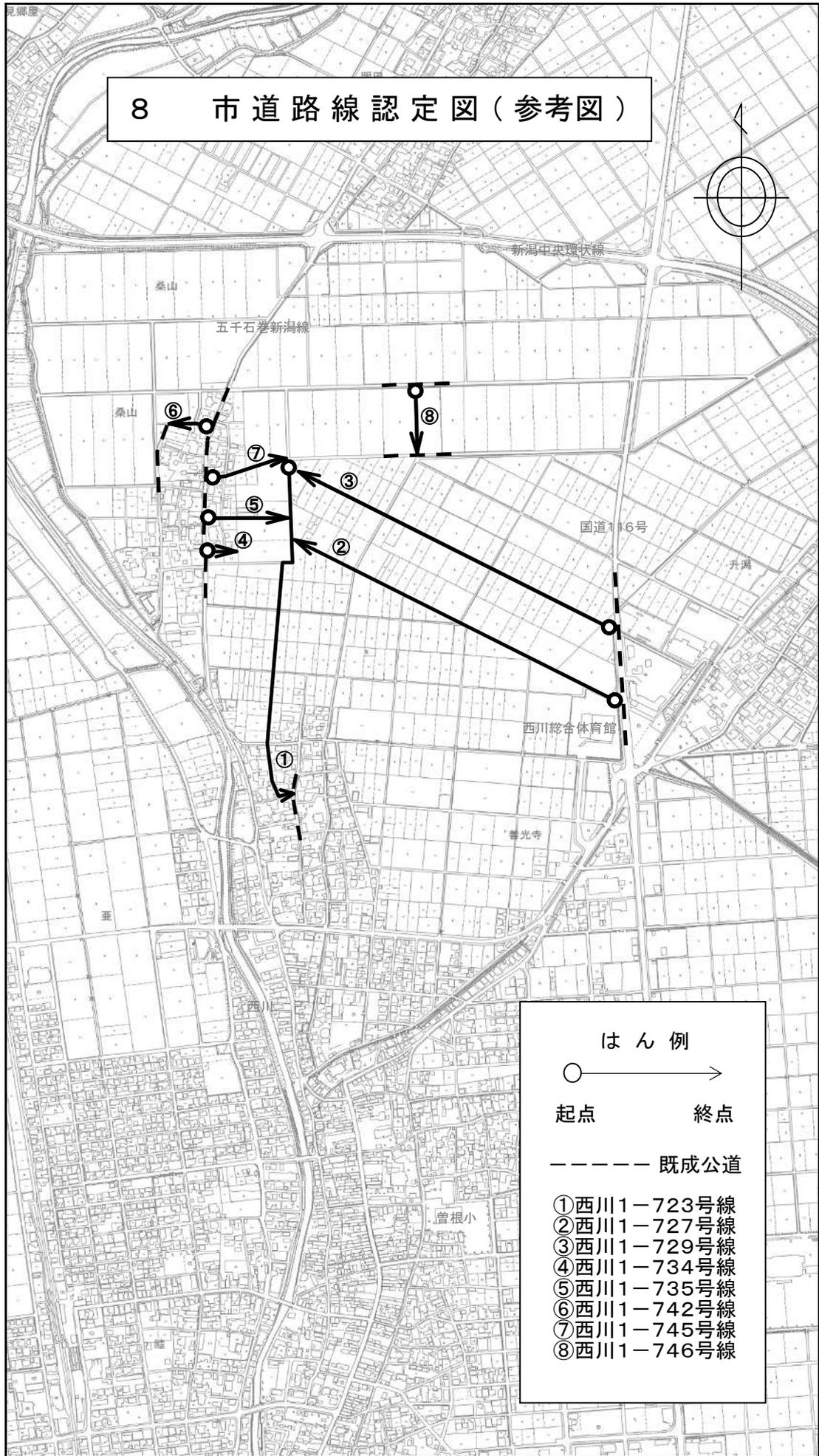
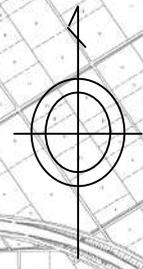
○ →

起点 終点

----- 既成公道

巻1-180号線

8 市道路線認定図（参考図）



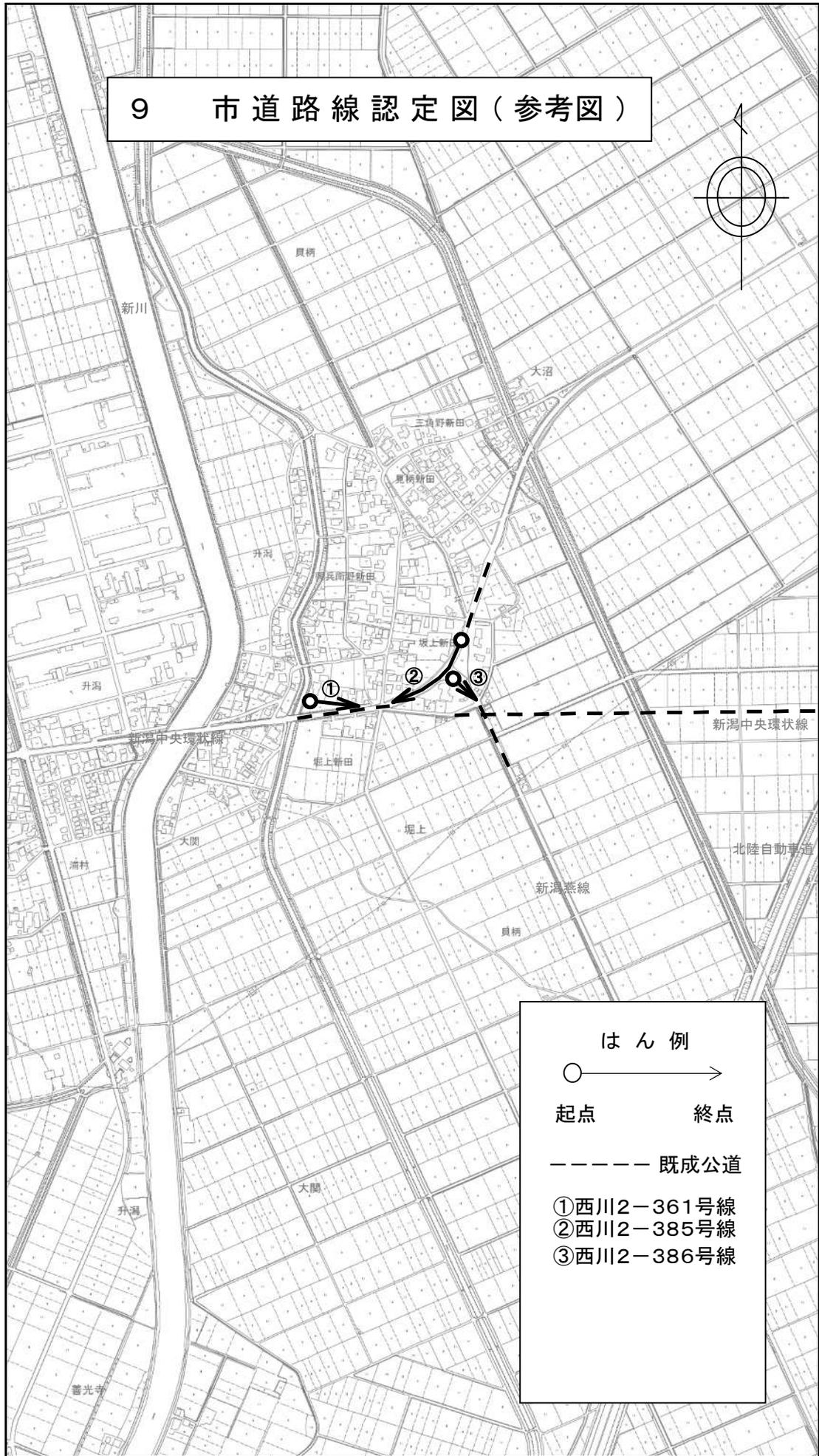
はん例



----- 既成公道

- ①西川1-723号線
- ②西川1-727号線
- ③西川1-729号線
- ④西川1-734号線
- ⑤西川1-735号線
- ⑥西川1-742号線
- ⑦西川1-745号線
- ⑧西川1-746号線

9 市道路線認定図(参考図)



はん例

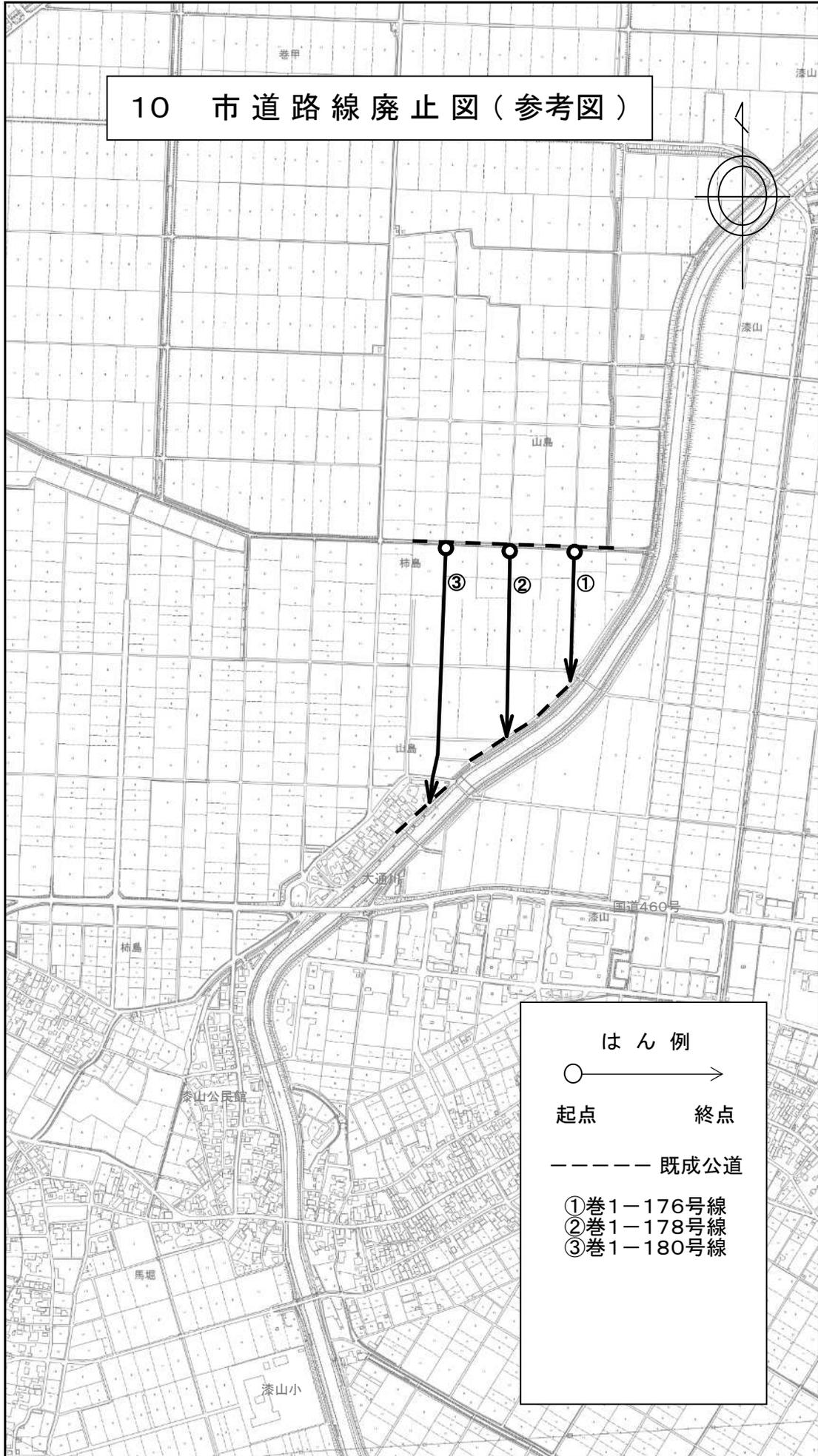
○ →

起点 終点

----- 既成公道

①西川2-361号線
②西川2-385号線
③西川2-386号線

10 市道路線廃止図（参考図）



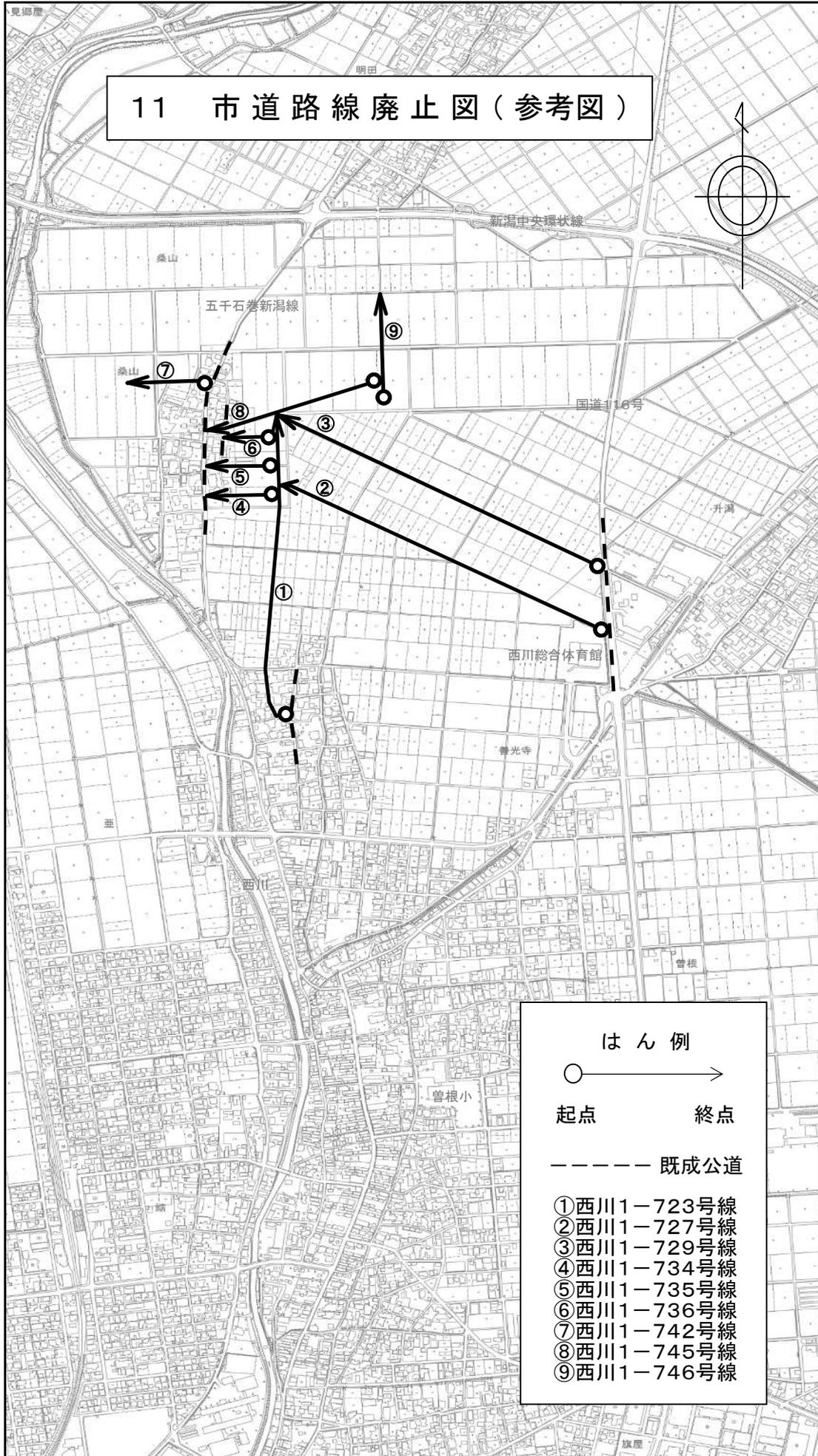
はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

- ① 巻1-176号線
- ② 巻1-178号線
- ③ 巻1-180号線

11 市道路線廃止図（参考図）



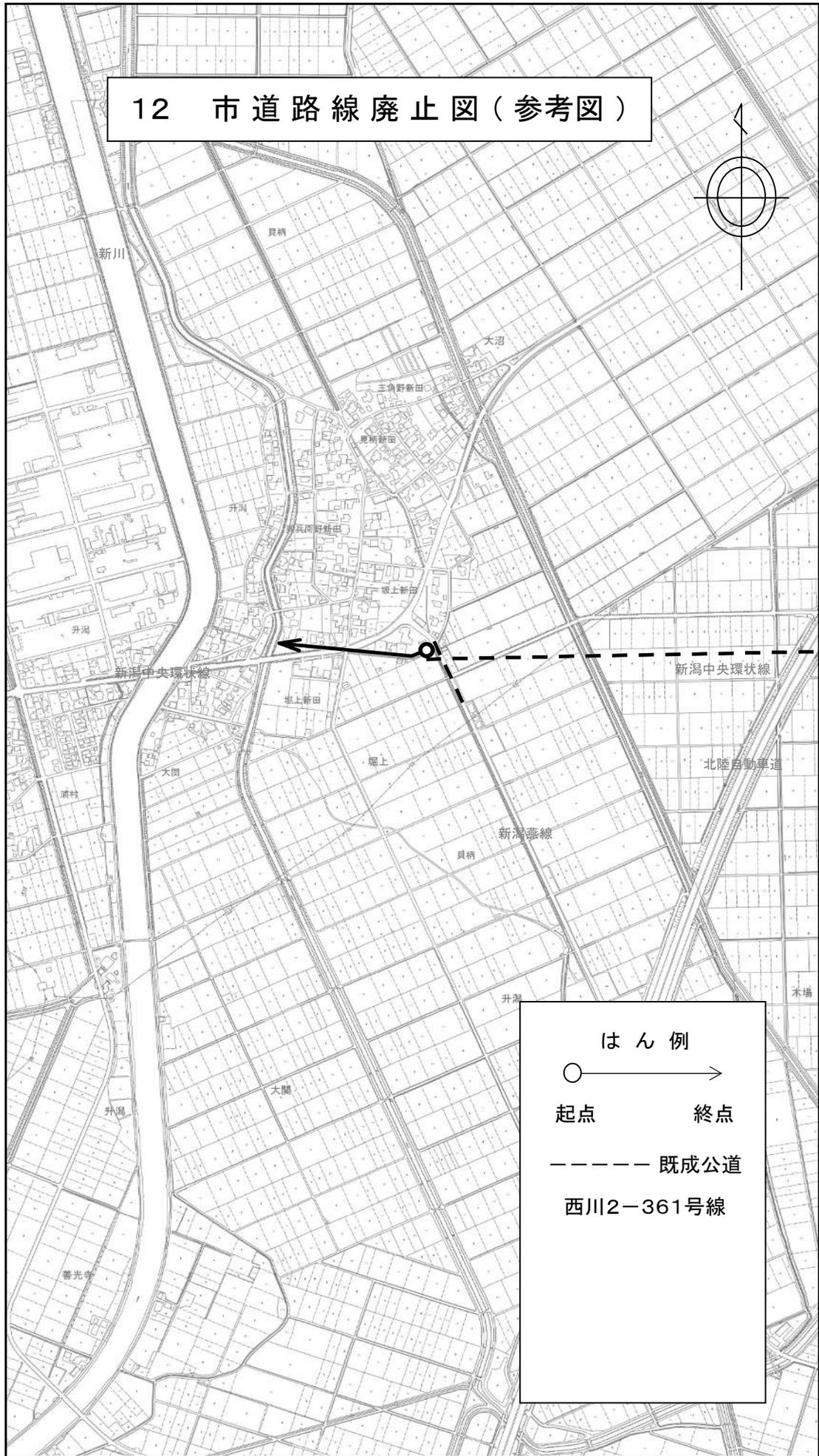
はん例

○ →
 起点 終点

----- 既成公道

- ①西川1-723号線
- ②西川1-727号線
- ③西川1-729号線
- ④西川1-734号線
- ⑤西川1-735号線
- ⑥西川1-736号線
- ⑦西川1-742号線
- ⑧西川1-745号線
- ⑨西川1-746号線

12 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道
西川2-361号線

議案第 36 号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

立松 有美

山本 透子

議案第 37 号

財産の処分について

次の財産を売り払うものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	所在地	数量
土地	新潟市西区金巻新田字上谷内 1 2 3 番 外 2 5 筆	1 3, 2 4 7. 8 0 平方メートル

議案第 38 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 8 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区関屋金衛町 1 丁目 7 3 番地

氏名 飽津 史隆

資格 弁護士